

令和2年度第2回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和2年12月25日(金) 午前10時00分～午前11時30分

2 会議の場所 岡崎市役所西庁舎 5階 502会議室

3 会議の議題

- (1) 報告第4号 ふるさと景観資産の選定の解除について(こがねもち)
- (2) 報告第5号 景観重要公共施設の追加について
- (3) 報告第6号 歩行者系案内サイン設置について

4 会議に出席した委員(13名)

学識経験者	島津 達雄
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	長谷川 明子
学識経験者	堀越 哲美
学識経験者	森 真弓
各種団体	天野 裕
各種団体	横山 正登
各種団体	後藤 仁
各種団体	河内 利弘
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	小早川 隆恵

5 事務局

都市整備部まちづくりデザイン課	課長	市川 正史
都市整備部まちづくりデザイン課	副課長	木下 政樹
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係係長	成瀬 晋
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係技師	酒井 迅
都市整備部まちづくりデザイン課	景観推進係主事	神尾 実沙
都市整備部公園緑地課	計画係係長	河合 寿八
都市整備部公園緑地課	計画係主査	森田 秀樹

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例

における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議長として天野委員及び小早川委員を議事録署名者に指名した。

8 報告第4号 ふるさと景観資産の選定の解除について（こがねもち）

議長が報告第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（公園緑地課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

堀越委員

（クロガネモチは赤い実がなるが、）このコガネモチには実がならないのか。

事務局

管理者から、実はならなかったと聞いている。

横山委員

伐採後の樹木の利用について何か聞いているか。

事務局

聞いていない。

瀬口会長

利用方法を市から助言したほうがよいということか。

横山委員

せつかくの資源なので、ぜひ管理者に助言、指導して欲しい。

事務局

承知した。

天野委員

松本町の松應寺に家康公お手植えの松があったが、20～30年前に松くい虫にやられて倒れてしまった。その時、松の根をお守りにして販売したという。また、東京では、市民団体が伐採された街路樹を家具にしたりスプーンを作るワークショップを開催したりしている。金持ちになれるというコガネモチのご利益もありそうなので、是非活用してほしい。

瀬口会長

具体的な活用のアイデアとともに、管理者に話をすること。

今回、コガネモチを解除すると、ふるさと景観資産は合計何本になるか。

事務局

88 箇所。樹木が複数本あるところや並木もあるので、数え方は箇所となる。

瀬口会長

管理に問題がある可能性もある。樹木と塀の関係の事前検討や、根を踏んでしまわないように樹木を囲うなど、これ以上景観資源が減少しないよう、ふるさと景観資産の維持管理の現状に問題がないか確認してほしい。

島津委員

ふるさと景観資産は民間のもの。樹木の管理に対して、市はどのような補助をしているか。

事務局

¥5,000 円/年・箇所の補助金を交付している。また、1 回/年の現状報告に加え、樹木が弱った場合にその都度報告を受けている。樹勢回復のための予算を確保し、樹木医に確認、指導をしてもらうなどの対応もしている。

議長が報告第 4 号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

9 報告第 5 号 景観重要公共施設の追加について

議長が報告第 5 号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（まちづくりデザイン課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

横山委員

新旧対照表 5 ページ 景観重要公園に吹矢橋公園の記載がないが、乙川河川緑地に含まれているということか。

事務局

そのとおり。

横山委員

新旧対照表 1 ページ 1) 基本的な考え方について、「景観とは、人とまちの関係を表すものであり、～」とあるが、景観はまさに地上の風景のことを示すと思うので、表現の仕方に違和感がある。

事務局

ここで示す「まち」には、自然・地形、歴史、人の生活・くらしといった要素を含んでいる。

横山委員

そのような意味であれば、「景観とは、～」でなく、「景観には、～」という表現の方が適切ではないか。

堀越委員

「ランドスケープ」の語源であるドイツ語の「ランドシャフト」の解釈から考えれば、このままの表現でも間違いではない。

事務局

表記の仕方を再検討する。

堀越委員

新旧対照表 10 ページ 中心市街地地区の整備方針について、植栽の維持管理に関する記述が曖昧だが、別で指針等があるのか。

事務局

施設管理者の同意を得る上で管理の負担となる記述は難しい。景観形成の面から、植樹と同程度以上の樹冠になったら剪定をする、樹木の根によって道路が壊れる前に植え替える、歩道幅員が確保できない場所では大きく成長するような樹木を植えない、などの行為を想定しており、これらの内容を今後まとめていきたいと思っているが、現時点では、少しでも道路管理者にも景観配慮をしてほしいという意思表示で記述している。

堀越委員

今後、指針の作成を検討していくということか。

事務局

過去に公園緑地課で検討していたこともあるが、あまり浸透していない。当時の検討内容を再確認しながら進めていきたい。

瀬口会長

日本の多くの道路は街路樹を植えるには幅員が狭いので管理者との調整の難しさは分かる。剪定を前提とする以外にも、樹冠の大きさに合わせた植樹設置や、自然樹形を保つために必要な電柱や電線との関係を整理するなどのことも検討してほしい。

同じく 10 ページ 東海道岡崎城下二十七曲りの整備方針について、「路面標示等で～場合は、都度協議により～」とあるが、「～場合は、その都度協議により～」に修正すること。

後藤委員

新旧対照表 4 ページ 景観重要道路の県②について、以前県道で乗り入れ工事を行った際に管理者からブロックが廃番のため、アスファルトでよいと指示を受けた。基準はないのか。

事務局

乗り入れ工事には道路管理者の承認が必要。道路管理者ごとに承認基準が設けられている。市では原状復旧、同じ材料がなければ類似品を使用することになっている。

後藤委員

担当者、管理者の間で認識の徹底が不足していないか。承認工事の指示はしっかりすべき。

事務局

承知した。周知など努めていく。

長谷川委員

①新旧対照表 8 及び 10 ページ 整備方針について、素材に関する記述を加えるべきでは。

②新旧対照表 10 ページ 中心市街地地区の整備方針について、「緑化の際は在来種を基本に、～」とあるが、「緑化の際は地域の在来種を基本に、～」に改めてほしい。

③新旧対照表 11 ページ 景観重要公園の整備方針について、「河川管理に支障のない範囲で、～」とあるが、「河川管理に支障がなく、光害が発生しない範囲で、～」に修正すべき。

④新旧対照表 11 及び 12 ページ 景観重要河川及び公園の整備方針について、植栽に関する記述を追記すべき。

⑤新旧対照表 3 ページ 景観重要公共施設の整備に関する事項について、事前協議の対象行為は大規模な整備となっているが、簡易な修繕等は対象外になってしまうのか。

事務局

①素材について、新旧対照表 3 ページ 占用許可の基準として「建築物や工作物の設置にあたっては、～形態や色彩その他の意匠、配置等が周辺環境と調和し、～」という記述があり、素材についてはこの記述に含まれると考えている。

長谷川委員

ここだけでは弱いと思う。

河内委員

最終的には管理者が安全性などを踏まえて許可を出すことになるので、具体的に素材や構造をしっかりと示すマニュアル等を整え、素材についてもあらかじめ明示しておくべき。

島津委員

市の内部でも景観に対する認識のズレが生じていないか。情報交換等して、景観の方向性について共有してほしい。

事務局

お示ししている案では乗り入れ工事や通常の維持管理を適用除外としている。いただいた意見を踏まえて管理者と協議していくが、すぐに管理者の合意を得られる見込みがないので、今後継続して検討していくこととしたい。

瀬口会長

路面の補修工事と乗り入れ工事では性質が異なるので、区別したほうがよい。乗り入れ工事の行為者に対してどこまで負担をかけるのかという問題も出てくるので、今後検討していくこととすればよい。

事務局

②緑化について、道路構造令第14条の4第4項に「植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。」という記述があるので、「地域の在来種」としても問題ないと考える。

瀬口会長

②国道1号の低木として、外来種（ボックスウッド）が植えてあるようだが。

事務局

今後は、在来種の採用などに配慮していく。

③光害について、管理者と協議の上、追記を検討していく。

④植栽について、河川区域の植栽には、地被植物等による法面保護工や現存の植栽の保全などが想定されるが、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」等、植栽に関する基準がすでに定められており、市としての整備方針をさらに追加するとなると、管理者との協議が進まない可能性がある。

長谷川委員

国土交通省も河川敷の緑地を認めていないわけではないし、新たに高木を植えてほしいというわけではない。岡崎らしい適正な植栽を管理するための記述をすべきだと思う。

事務局

管理者に申し入れをしていく。

杉野委員

最近では、旧東海道沿いに現存する松の種を保存し、小学校の総合学習等で近在の松の実生を採取して補植するのが主流になってきている。「地域の在来種」に留まらず、遺伝子を保存している事例も参考にしたい。

事務局

⑤事前協議の対象について、簡易的な修繕は対象外とし、景観的に印象が変わるもの（色彩や素材の変更等）を対象としたいと考えている。

長谷川委員

そのような意図がわかるように、「景観が変わる場合」などの表現に修正すべき。

事務局

承知した。

天野委員

桜の時期、乙川や伊賀川沿いに駐車禁止を示すための原色のカラーコーンが並んでいるのはもったいない。できれば事前協議の対象にして色彩や素材等を制限したり、そもそも「駐車禁止」を他の方法で表示したりするなど、検討してほしい。

瀬口会長

京都では、カラーコーンの上から竹の素材を被せて景観に配慮している事例もある。まずは岡崎城跡の周囲から取り組み、徐々に範囲を拡大していくなど、中期的に景観配慮を検討していくこと。

事務局

警察とも協議が必要な内容だと思われるので中長期的に取り組んでいくこととしたい。

島津委員

カラーコーンの代替案として、予算が確保できれば、伊賀川沿い（龍城橋～竹千代橋）に警備員を配置してはどうか。

瀬口会長

新旧対照表 9 ページ 岡崎市リバーフロント地区サイン計画で、色彩の検討があるのはわ

かったが、岡崎市景観計画での色彩のルールはないのか。

事務局

景観重要公共施設とは別に、中心市街地地区の景観形成重点地区指定を検討中。その中で色彩のルールを定める予定（令和2年度第1回岡崎市景観審議会で報告済み）。今回は、施設に彩色する際に地域の色を調査した上で選択してほしいという啓発的な意図で載せた。

瀬口会長

この計画案を見ると、参考に掲載された色彩をそのまま使ってよいと捉えられてしまう。ミスリードしかねないので削除しても良いのでは。

新旧対照表2ページ 岡崎市無電柱化推進計画について、岡崎市の無電柱化の目標や現在の進捗率について紹介してほしい。また、国道1号の指定区間の東端が市役所までになっているが、もう少し延長すべきではないかと思う。

横山委員

新旧対照表10ページ 中心市街地地区の整備方針について、緑量の増加に努めるとあるが、実際は街路樹等の緑量は増えているのか、減っているのか。

瀬口会長

減っている。

事務局

道路管理者からすれば社会的要請によって緑量が減っているという認識である。現状、緑量増加を義務的に記載することは難しく、「歩道幅員が確保できる場所で」という条件付きの記述に留めている。

瀬口会長

公共だけでなく、民地においても緑化に関するルールを策定することを検討してほしい。

堀越委員

新旧対照表9ページ 色彩表示について、CMYK表示になっているのはなぜか。

事務局

今後、マンセル値に修正する予定。

瀬口会長

マンセル値は色彩表示の共通言語になりつつあるので、そのようにした方がよい。

議長が報告第5号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 報告第6号 歩行者系案内サイン設置について

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき事務局（まちづくりデザイン課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

瀬口会長

歩行者系案内サインなのに、東海道岡崎城下二十七曲りのサインが少なく、特に伝馬町は1基しかない。また、岡崎公園前駅から岡崎公園へ向かう人に対するサインが1基もない。位置はどのように検討したのか。

事務局

平成27年度に実施した乙川リバーフロント地区歩行者系案内サインの基本設計の中で、歩行者主要動線にサインを配置している。岡崎公園前駅と岡崎公園を結ぶルート上で、竹千代橋の西側に矢羽根サインを設置予定だったが、設置適所がなく断念してしまった。

瀬口会長

サインがないと不便ではないのか。

事務局

設置について再検討する。

島津委員

板屋町や田町には東海道岡崎城下二十七曲りを示すサインがあちこちに掲示されている。現地確認をして、今回のサイン計画を含め、最も効果的な表示の仕方を検討していくとよい。現地確認はしているのか。

事務局

伊賀川沿いのサインについて、森委員との現地確認の後、坂谷橋や龍城橋の橋上に矢羽根サインの設置を予定していたものは、建築限界等で設置が難しかったことから、こちらの判断で断念した。

瀬口会長

歩行者系案内サインなので、歩行者のためになるよう設置について再検討すること。

森委員

地図上である程度位置を決めてから現場を見に行ったが、歩行者系案内サインの他にも標

識や民間の案内サインがあり、建築限界等を考慮すると設置可能な場所が限られてしまうことが少なくなかった。位置を再検討する際は、他の標識等との調整も必要だと感じた。

瀬口会長

今後は、計画から除こうとしたサインも記載すること。検討した結果、設置可能なものと設置不可の問題等があるものがわかるようにしてほしい。

事務局

承知した。

長谷川委員

北を上にした地図が多いが、土地勘がないと北がどちらか分からない。現在地から見える目標物（建物や川等）を目印として示すなど、誰が見てもわかるような工夫があるとよい。

事務局

地図の表示方向はサインに正対した人の視線方向が上になる設計にしている。

横山委員

誰をターゲットにして表示するサインなのか。例えば、子供向けに漢字にふりがなをつける等の工夫がしてあるか。また、サインに関する基本的なルール等があるのか。

事務局

年齢や障害の有無にかかわらず誰からも見やすいユニバーサルデザインのサインとしている。地図の情報量が多すぎると煩雑なためふりがなはない。補助的内容はピクトグラムで補い、凡例に5ヶ国語（日本語、英語、中国語（簡体字）、ハングル、ポルトガル語）の表示をしている。なお、ふりがな表記の必要性等に関して基準はない。

堀越委員

説明資料の位置図でサインを示す番号が分かりにくい。同じ番号が存在することと色分けの意味は。

事務局

赤が今後整備予定、青が整備済みのサインを示している。これと別に個別の管理番号があるが、わかりやすくする目的で番号を振りなおした。

堀越委員

整備済みのサイン番号はXYZにして区別するなど、番号は一つにするべき。

瀬口会長

番号の重複を避け、見やすい資料を作成すること。

事務局

承知した。

杉野委員

QRコードで情報を補うなどの取り組みは。

事務局

本サインについては検討していない。

議長が報告第6号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

11 その他連絡事項について

事務局

次回、岡崎市景観審議会は2月頃開催予定。

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和2年度第2回岡崎市景観審議会を閉会した。